

立教大学学校・社会教育講座試験規則

施行	昭和 43 年 4 月 1 日	改正	1991 年 4 月 1 日
改正	昭和 45 年 4 月 1 日		1994 年 4 月 1 日
	昭和 47 年 4 月 1 日		1997 年 4 月 1 日
	昭和 48 年 4 月 1 日		2006 年 4 月 1 日
	昭和 50 年 4 月 1 日		2007 年 4 月 1 日
	昭和 51 年 4 月 1 日		2009 年 4 月 1 日
	昭和 52 年 4 月 1 日		2013 年 4 月 1 日
	昭和 53 年 4 月 1 日		2014 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日		2015 年 4 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日		2016 年 4 月 1 日
	昭和 56 年 4 月 1 日		2022 年 4 月 1 日
	1990 年 4 月 1 日		2024 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 学校・社会教育講座（以下「本講座」という）設置科目の試験については、立教大学試験実施全学共通規程（以下「全学共通規程」という。）に定めるほか、この規則の定めるところによる。

第 2 章 試験・成績評価・受験資格

(試験の種類)

第 2 条 試験の種類は、定期試験、最終授業時試験及び追試験とする。

(試験の時期)

第 3 条 定期試験は、春学期に講義が終了する科目については春学期末、その他の科目については秋学期末・学年末に行う。

2 追試験は春学期末、学年末の定期試験後 1 回に限り行う。

3 最終授業時試験は、春学期末、秋学期末及び学年末の最終授業時に行う。

(試験方法)

第 4 条 試験の方法は、筆記試験、レポート試験及び口頭試問による。試験によらず、平常点等によって評価する場合もある。

(成績評価)

第 5 条 成績の評価は、60 点以上を合格とし、59 点以下を不合格とする。

2 前項の規定は、追試験にも適用する。

(受験資格の喪失)

第 6 条 全学共通規程第 3 条各号に定めるほか、出席その他、当該科目の担当教員があらかじめ指示した受験資格要件を欠く者は、受験資格を失う。

第 3 章 筆記試験・レポート試験の施行

(学生証の携帯・提示)

第 7 条 受験者は、学生証を携帯しなければならない。ただし、「臨時学生証」を所持する場合は除く。

2 受験者は、学生証又は「臨時学生証」を入室の際に試験監督者に提示しなければならない。

3 受験者は、学生証又は「臨時学生証」を着席後机上に提示しなければならない。

(遅刻者)

第 8 条 遅刻者の入室は認めない。ただし、試験監督者の許可を得た場合に限り、試験開始後 15 分までは入室することができる。

2 15 分を経過した場合は、試験監督者の指示に従うものとする。

第 9 条 受験者は、座席が指定されている場合には、その指定された座席に着席しなければならない。

(使用許可物)

第 10 条 教科書、参考書又はノートの類いは、その使用が許可されたものを除いて指定の場所に置かなければならない。

(発言等の禁止)

第 11 条 受験者は、試験監督者の許可なくして発言したり、文房具を授受したりしてはならない。

(退室)

第 12 条 受験者は、試験開始後 30 分を経過しなければ退室することができない。

(退室命令)

第 13 条 試験場においては全て試験監督者の指示に従わなければならない。

2 試験監督者の指示に従わない者については、試験監督者は退室を命じることができる。

(レポート提出方法)

第 14 条 レポートは、科目ごとに所定の方法により指定の日時まで提出しなければならない。

(無効レポート)

第 15 条 レポートは、特別の指示のある場合を除き、直接当該科目担当者に提出したときは無効とする。

第 4 章 追試験・再試験等

(追試験の受験資格)

第 16 条 追試験を受験できる者は、定期試験又は最終授業時試験(筆記試験、口頭試問)を全学共通規程第 7 条各号に定める事由で受験できなかった者に限る。

2 前項に加えて、必修科目、先修科目及び各学部等において特に必要と認める選択科目については、定期試験若しくは最終授業時試験(筆記試験、口頭試問)を病気、怪我による登校不能を事由として受験できなかった者を含める。

(欠席事由の証明書)

第 17 条 全学共通規程第 7 条第 1 項第 11 号の事由により定期試験を受験できなかった者は、同第 8 条第 1 項で定める追試験受験申請書のほか、同第 7 条第 1 項各号に準ずる事由を証明できる書類を提出のうえ、本講座で受験資格審査を受けなければならない。

(処分の決定)

第 18 条 不正行為を行った者については、本講座で事実確認を行った後、当該学生所属学部に報告する。不正行為を行った者の処分については、全学共通規程第 14 条の定めに従う。ただし、当講座科目等履修生にあつては、学校・社会教育講座委員会が審議し、総長が処分を決定する。

第 5 章 その他

(改廃)

第 19 条 この規則の改廃は、学校・社会教育講座委員会の議を経て、総長が行う。

附 則

この規則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、1990 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、1991 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、1994 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規則は、1997 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規則は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。